

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年2月16日

北海道旭川児童相談所長 長島 史子

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 業務名：児童家庭支援センター運営事業委託業務
- (2) 業務内容：別添「北海道児童家庭支援センター運営事業実施要領」のとおり、地域の児童の福祉に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。
- (3) 契約期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 児童の相談指導に関する専門的な知見を有しており、夜間・緊急時の対応、児童相談所及び他の関係機関との連携等を迅速かつ適切に行うことができる支援体制を確保できる者であること。
- (2) 旭川児童相談所管内に本事業実施が可能な拠点の有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (9) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税
 - イ 本部が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (10) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 提出期限：令和6年2月26日（月）午後5時（必着）
 - イ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る）とする。
 - ウ 提出場所：郵便番号070-0040 旭川市10条通11丁目
北海道旭川児童相談所地域支援課
- (2) 審査を行った時は、審査結果を通知する。

4 説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間：令和6年2月16日（金）から令和6年2月26日（月）まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所：3の(1)のウに同じ。

(3) 交付方法：直接交付する。

なお、北海道旭川児童相談所ホームページよりダウンロードすることができる。

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/asj/>

5 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限：令和6年3月7日(木)午後5時(必着)

(2) 提出場所：3の(1)のウに同じ。

(3) 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る)とする。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道旭川児童相談所地域支援課相談支援係(担当：杉本)

(2) 所在地 郵便番号070-0040 旭川市10条通11丁目

(3) 電話番号 0166-23-8195

10 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、説明書による。